

改正案

現行

<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 信託会社</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 業務（第二十八条 第四十一条の八）</p> <p>第四節・第五節（略）</p> <p>第六節 特定の信託についての特例（第五十一条の二 第五十三条）</p> <p>第三章 第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この府令において「信託業」、「信託会社」、「管理型信託業」、「管理型信託会社」、「外国信託会社」、「管理型外国信託会社」、「信託契約代理業」、「信託契約代理店」、「信託受益権販売業」又は「信託受益権販売業者」とは、それぞれ信託業法（以下「法」という。）第二条第一項、第二項、第三項、第四項、第六項、第七項、第八項、第九項、第十項又は第十一項に規定する信託業、信託会社、管理型信託業、管理型信託会社、外国信託会社、管理型外国信託会社、信託契約代理業、信託契約代理店、信託受益権販売業又は信託受益権販売業者をいう。</p> <p>（訳文の添付）</p> <p>第二条 法、信託業法施行令（以下「令」という。）又はこの府令の規定により内閣総理大臣、金融庁長官又は財務局長（財務支局長を含む。以下同じ。）に提出し又は委託者、受益者（信託管理人又は受益者代理人が現に存する場合にあつては、当該信託管理人又は受益者代理人を含む。次条、第三十七条第一項第五号及び第五項、第</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 信託会社</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 業務（第二十八条 第四十一条）</p> <p>第四節・第五節（略）</p> <p>第六節 特定の信託についての特例（第五十二条・第五十三条）</p> <p>第三章 第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この府令において「信託業」、「信託会社」、「管理型信託業」、「管理型信託会社」、「外国信託会社」、「管理型外国信託会社」、「信託契約代理業」、「信託契約代理店」、「信託受益権販売業」又は「信託受益権販売業者」とは、それぞれ信託業法（以下「法」という。）第二条第一項、第二項、第三項、第四項、第六項、第七項、第八項、第九項、第十項又は第十一項に規定する信託業、信託会社、管理型信託業、管理型信託会社、外国信託会社、管理型外国信託会社、信託契約代理業、信託契約代理店、信託受益権販売業又は信託受益権販売業者をいう。</p> <p>（訳文の添付）</p> <p>第二条 法、信託業法施行令（以下「令」という。）又はこの府令の規定により内閣総理大臣、金融庁長官又は財務局長（財務支局長を含む。以下同じ。）に提出し又は委託者、受益者若しくは顧客に交付する書類で、特別の事情により日本語で記載することができないものがあるときは、その訳文を付さなければならない。</p>
--	---

三十八条第一号の二、第七号及び第八号、第四十一条第一項第三号、第三項第三号、第五項第一号の二及び第四号、第四十一条の四並びに第六十八条第一項第三号において同じ。）若しくは顧客に交付する書類で、特別の事情により日本語で記載することができないものがあるときは、その訳文を付さなければならない。

（親法人等又は関連法人等）

第四条 令第二条第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる法人等（同項に規定する法人等をいう。以下この条において同じ。）とする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関（同項に規定する意思決定機関をいう。以下この項において同じ。）を支配していないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一 他の法人等（破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた他の法人等その他これらに準ずる他の法人等であつて、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権の過半数を自己の計算において所有している法人等

二 他の法人等の議決権の百分の四十以上、百分の五十以下を自己の計算において所有している法人等であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの

イ 当該法人等が自己の計算において所有している議決権と当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該法人等の意思と同一の内容の議決権を使用すると認められる者及び当該法人等の意思と同一の内容の議決権を使用することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、当該他の法人等の議決権の過半数を占めていること。

ロ 当該法人等の役員（取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役又はこれらに類する役職にある者をいう。第五十二条第二項、第五十四条第二項及び第六十三条第一項第二号を除き、以下

（関係親法人等又は他の法人等に準ずる者）

第四条 令第二条第二号イ に規定する内閣府令で定める者は、同号イ に規定する関係親法人等の総株主又は総出資者の議決権（法第五条第五項に規定する議決権をいう。以下同じ。）の百分の五十を超える議決権を一の法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）又は当該法人等及びその関係子法人等（同号イ に規定する関係子法人等をいう。以下この条において同じ。）が保有している場合における当該法人等とする。

2 令第二条第二号イ に規定する内閣府令で定める者は、関係子法人等又は関係子法人等及びその関係子法人等が他の法人等の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該他の法人等とする。

同じ。）、業務を執行する社員若しくは使用人である者、又はこれらであった者であつて当該法人等が当該他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、当該他の法人等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。

八 当該法人等と当該他の法人等との間に当該他の法人等の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

二 当該他の法人等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額の過半について当該法人等が融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下同じ。）を行っていること（当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。）。

ホ その他当該法人等が当該他の法人等の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること。

三 法人等が自己の計算において所有している議決権と当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の法人等の議決権の過半数を占めている場合（当該法人等が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該法人等であつて、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当するもの

2 | 令第二条第四項に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて法人等（当該法人等の子法人等（同条第三項に規定する子法人等をいう。以下この条において同じ。）を含む。）が子法人等以外の他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

- 一 法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が子法人等以外の他の法人等（破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた子法人等以外の他の法人等その他これらに準ずる子法人等以外の他の法人等であつて、当該法人等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権の百分の二十以上を自己の計算において所有している場合における当該子法人等以外の他の法人等
- 二 法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が子法人等以外の他の法人等の議決権の百分の十五以上、百分の二十未満を自己の計算において所有している場合における当該子法人等以外の他の法人等であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの
- イ 当該法人等の役員、業務を執行する社員若しくは使用人である者、又はこれらであつた者であつて当該法人等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、その代表取締役、取締役又はこれらに準ずる役職に就任していること。
- ロ 当該法人等から重要な融資を受けていること。
- ハ 当該法人等から重要な技術の提供を受けていること。
- ニ 当該法人等との間に営業上又は事業上の取引があること。
- ホ その他当該法人等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること。
- 三 法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が自己の計算において所有している議決権と当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、子法人等以外の他の法人等の議決権の百分の二十以上を占めている場合（当該法人等が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該子法人等以外の他の法人等であつて、前号イからホまでに掲げる

いずれかの要件に該当するもの

3| 特別目的会社(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この項において同じ。)については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者(同法第一条第十二項に規定する特定目的借入れに係る債権者を含む。)に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した法人等(以下この項において「出資者等」という。)から独立しているものと認め、第一項の規定にかかわらず、出資者等の子法人等に該当しないものと推定する。

(免許の申請)

第五条 (略)

2 第四条第二項第六号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一〜五 (略)

(削る)

六 主要株主(第五条第五項に規定する主要株主をいう。第五十条第二項第七号、第六十三条第一項第五号及び別表第五を除き、以下同じ。)の商号、名称又は氏名、本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所及び当該主要株主が保有する議決権の数を記載した書面

七 (略)

八 次に掲げる事項に関する社内規則

イ (略)

(免許の申請)

第五条 (略)

2 第四条第二項第六号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一〜五 (略)

六 主要株主(令第二条第二号イに規定する主要株主をいう。第四十八条第一項第七号、別表第三及び別表第八において同じ。)の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

七 主要株主(第五条第五項に規定する主要株主をいう。第四十条第一項第七号、第五十四条第二項第七号、第六十三条第一項第五号、別表第三、別表第五及び別表第八を除き、以下同じ。)の商号、名称又は氏名、本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所及び当該主要株主が保有する議決権の数を記載した書面

八 (略)

九 次に掲げる事項に関する社内規則

イ (略)

口 帳簿書類の作成及び保存並びに閲覧

八 (略)

九、十一 (略)

(業務方法書の記載事項)

第六条 法第四条第三項第一号に掲げる事項は、次に掲げる財産の区分により記載するものとし、第四号、第八号、第九号及び第十一号に掲げる財産についてはその細目を記載するものとする。

一、八 (略)

九 知的財産権(知的財産基本法(平成十四年法律第二百二十二号)

第二条第二項に規定する知的財産権をいう。第三十七条第一項第七号及び第五十一条の七第一項第一号トにおいて同じ。)

十 特定出資(資産の流動化に関する法律第二条第六項に規定する特定出資をいう。)

十一 前各号に掲げる財産以外の財産

十二 前各号に掲げる財産のうち、種類を異にする二以上の財産

2 (略)

(免許の審査)

第七条 内閣総理大臣は、法第三条の免許の申請に係る法第五条第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一、二 (略)

三 信託財産の分別管理、信託契約締結の勧誘、信託契約の内容の明確化、信託財産の状況に係る情報提供並びに信託財産に関する経理、帳簿書類の作成及び保存並びに閲覧に関し業務の執行方法が定められ、委託者及び受益者が保護されると見込まれること。

四 経営体制、業務運営体制及び業務管理体制に照らし、次に掲げる状況にある等十分な業務遂行能力を備えていると認められること。

イ (略)

口 帳簿書類の作成及び閲覧

八 (略)

十、十二 (略)

(業務方法書の記載事項)

第六条 法第四条第三項第一号に掲げる事項は、次に掲げる財産の区分により記載するものとし、第四号、第八号、第九号、第十一号及び第十二号に掲げる財産についてはその細目を記載するものとする。

一、八 (略)

九 知的財産権(知的財産基本法(平成十四年法律第二百二十二号)

第二条第二項に規定する知的財産権をいう。第三十七条第一項第七号において同じ。)

十 特定出資(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第六項に規定する特定出資をいう。)

十一 種類を異にする二以上の財産

十二 前各号に掲げる財産以外の財産

2 (略)

(免許の審査)

第七条 内閣総理大臣は、法第三条の免許の申請に係る法第五条第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一、二 (略)

三 信託財産の分別管理、信託契約締結の勧誘、信託契約の内容の明確化、信託財産の状況に係る情報提供並びに信託財産に関する経理、帳簿書類の作成及び閲覧に関し業務の執行方法が定められ、委託者及び受益者が保護されると見込まれること。

四 経営体制、業務運営体制及び業務管理体制に照らし、次に掲げる状況にある等十分な業務遂行能力を備えていると認められること。

イ (略)

口 管理又は処分（信託の目的の達成のために必要な行為を含む。以下同じ。）を行う財産に関する十分な知識及び経験を有する者（第三者に法第二十二條第三項各号に掲げる業務を除く信託業務を委託して管理又は処分を行う場合にあつては、当該第三者を含む。）が確保されていること。

八・二（略）
五（略）

（純資産額の算出）

第八條 信託会社の純資産額は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める金額とする。

一 当該信託会社が子会社等（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）第二條第二号に規定する子会社及び同條第六号に規定する関連会社をいう。第四十二條第二項第一号、第四十三條第一項第五号及び第三項第五号において同じ。）を有する場合、当該信託会社の貸借対照表及び連結貸借対照表のそれぞれについて資産の部に計上されるべき金額の合計額から負債の部に計上されるべき金額の合計額（他に営んでいる業務に関し法令の規定により負債の部に計上することが義務付けられている引当金又は準備金のうち利益留保性の引当金又は準備金の性質を有するものがある場合には、当該引当金又は準備金の金額を除く。次号において同じ。）を控除した金額のうちいずれか低い方の金額

二（略）
2・3（略）

（会社の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実が存在するものとされる事実）

第九條 法第五條第五項に規定する内閣府令で定める事実は、次に掲げる事実とする。

一 役員若しくは使用人、又はこれらであつた者で会社の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができるも

口 管理又は処分を行う財産に関する十分な知識及び経験を有する者（第三者に委託して管理又は処分を行う場合にあつては、当該第三者を含む。）が確保されていること。

八・二（略）
五（略）

（純資産額の算出）

第八條 信託会社の純資産額は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める金額とする。

一 当該信託会社が子会社等（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）第二條第二号に規定する子会社及び同條第六号に規定する関連会社をいう。第四十二條第二項第一号及び第四十三條第一項第五号において同じ。）を有する場合、当該信託会社の貸借対照表及び連結貸借対照表のそれぞれについて資産の部に計上されるべき金額の合計額から負債の部に計上されるべき金額の合計額（他に営んでいる業務に関し法令の規定により負債の部に計上することが義務付けられている引当金又は準備金のうち利益留保性の引当金又は準備金の性質を有するものがある場合には、当該引当金又は準備金の金額を除く。次号において同じ。）を控除した金額のうちいずれか低い方の金額

二（略）
2・3（略）

（会社の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実が存在するものとされる事実）

第九條 法第五條第五項に規定する内閣府令で定める事実は、次に掲げる事実とする。

一 役員（取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者をいう。第五十三條第二項、第五十四條第二項及び第六十三條

のが、当該会社の取締役、執行役又はこれらに準ずる役職に就任していること。

二〇五 (略)

(登録等の申請)

第十二条 (略)

2 (略)

3 令第七条第三項ただし書の規定により、現金をもって手数料を納める場合は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三条第一項の規定による申請等を行い、当該申請等により得られた納付情報により手数料を納付するものとする。

(登録申請書の添付書類)

第十三条 法第八条第二項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 第五条第二項第一号から第九号までに掲げる書面

二・三 (略)

(業務方法書の変更の認可)

第二十四条 (略)

2 (略)

3 金融庁長官等は、第一項の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 (略)

二 信託業務に関する十分な知識及び経験を有する者の確保の状況、管理又は処分を行う財産に関する十分な知識及び経験を有する者(第三者に法第二十二條第三項各号に掲げる業務を除く)信託業務を委託して管理又は処分を行う場合にあっては、当該第三者を含む。)の確保の状況、業務管理に係る体制等に照らし、申請者

第一項第二号を除き、以下同じ。)若しくは使用人、又はこれらであつた者で会社の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、当該会社の取締役、執行役又はこれらに準ずる役職に就任していること。

二〇五 (略)

(登録等の申請)

第十二条 (略)

2 (略)

3 令第七条第二項ただし書の規定により、現金をもって手数料を納める場合は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三条第一項の規定による申請等を行い、当該申請等により得られた納付情報により手数料を納付するものとする。

(登録申請書の添付書類)

第十三条 法第八条第二項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 第五条第二項第一号から第十号までに掲げる書面

二・三 (略)

(業務方法書の変更の認可)

第二十四条 (略)

2 (略)

3 金融庁長官等は、第一項の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 (略)

二 信託業務に関する十分な知識及び経験を有する者の確保の状況、管理又は処分を行う財産に関する十分な知識及び経験を有する者(第三者に委託して管理又は処分を行う場合にあっては、当該第三者を含む。)の確保の状況、業務管理に係る体制等に照らし、申請者が当該申請に係る変更後の業務を的確に遂行することが

が当該申請に係る変更後の業務を的確に遂行することができる。

三 (略)

(信託業務の委託の適用除外)

第二十九条 法第二十二條第三項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 信託行為に信託会社が委託者又は受益者(これらの者から指図の権限の委託を受けた者を含む。)のみの指図により信託財産の処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務を行う旨の定めがある場合における当該業務
- 二 信託行為に信託業務の委託先が信託会社(信託会社から指図の権限の委託を受けた者を含む。)のみの指図により委託された信託財産の処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務を行う旨の定めがある場合における当該業務
- 三 信託会社が行う業務の遂行にあって補助的な機能を有する行為

(信託契約の内容の説明を要しない場合)

第三十一条 法第二十五條ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 委託者が適格機関投資家等(証券取引法第二條第三項第一号に規定する適格機関投資家並びに信託会社、外国信託会社、信託契約代理店、信託受益権販売業者及び法第五十條の二第一項の登録を受けた者をいう。以下同じ。)である場合(当該適格機関投資家等から法第二十五條の規定による説明を求められた場合を除く。)

二 五 (略)

できること。

三 (略)

(信託会社の業務委託契約の内容)

第二十九条 法第二十二條第一項第三号に規定する内閣府令で定める条件は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 委託先は、委託を受けた財産を自己の固有財産その他の財産と分別して管理すること。
- 二 委託先は、信託会社の同意なく業務の再委託を行わないこと。
- 三 委託先は、信託会社の求めに応じ、委託を受けた財産の管理及び処分の状況並びに前号の信託会社の同意を得て行った業務の再委託の状況(再委託の契約の内容及びその履行に関する状況を含む。)について説明しなければならないこと。
- 四 委託先は、委託を受けた財産の管理及び処分の状況を記載した書類を主たる事務所に備え置き、信託会社の求めに応じ、これを閲覧させること。
- 五 信託会社は、信託契約の委託者又は受益者の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、委託先との委託に係る契約を解除することができること。

(信託契約の内容の説明を要しない場合)

第三十一条 法第二十五條ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 委託者が適格機関投資家等(証券取引法第二條第三項第一号に規定する適格機関投資家並びに信託会社、外国信託会社、信託契約代理店及び信託受益権販売業者をいう。以下同じ。)である場合(当該適格機関投資家等から法第二十五條の規定による説明を求められた場合を除く。)

二 五 (略)

(信託契約締結時の交付書面の記載事項)

第三十三条 法第二十六条第一項第四号に掲げる事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

一 (略)

二 信託財産の権利の移転に関する事項(信託財産に属する財産の對抗要件の具備に関する事項を含む。)

三 (略)

2 法第二十六条第一項第六号に掲げる事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

一 (略)

二 信託財産である金銭を固有財産又は他の信託財産である金銭と合同運用する場合は、その旨及び当該信託財産と固有財産又は他の信託財産との間の損益の分配に係る基準

3 (略)

4 法第二十六条第一項第九号に掲げる事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

一 (略)

二 信託法(平成十八年法律第八号)第二百二十三条第一項、第三百一十一条第一項又は第三百二十八条第一項の規定により信託管理人、信託監督人又は受益者代理人を指定する場合は、当該信託管理人、信託監督人又は受益者代理人に関する事項

三 (略)

四 受益権の取得につき受益者が信託の利益を享受する意思を表示することを要件とする場合は、その旨

5・6 (略)

7 法第二十六条第一項第十六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 四 (略)

五 受託者の公告の方法(公告の期間を含む。以下同じ。)

8 信託会社が信託法第十二条第十二項に規定する限定責任信託の引受けを行った場合にあっては、法第二十六条第一項第十六号に規定す

(信託契約締結時の交付書面の記載事項)

第三十三条 法第二十六条第一項第四号に掲げる事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

一 (略)

二 信託財産の権利の移転に関する事項(信託に係る對抗要件の具備に関する事項を含む。)

三 (略)

2 法第二十六条第一項第六号に掲げる事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

一 (略)

二 信託財産である金銭を他の信託財産である金銭と合同運用する場合は、その旨

3 (略)

4 法第二十六条第一項第九号に掲げる事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

一 (略)

二 信託法(大正十一年法律第六十二号)第八条第一項ただし書の規定による信託管理人を指定する場合は、当該信託管理人に関する事項

三 (略)

四 受益権の発生につき受益者が信託の利益を享受する意思を表示することを要件とする場合は、その旨

5・6 (略)

7 法第二十六条第一項第十六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 四 (略)

(新設)

(新設)

、それぞれ取引の種類ごとに、当期末現在における取引契約残高又は取引残高及び計算期間中における取引契約金額又は取引金額
五 不動産、不動産の賃借権又は地上権につき、次に掲げる事項（口及び八に掲げる事項にあつては、受益者（受益者である資産の流動化に関する法律第三条第三項に規定する特定目的会社が発行する資産対応証券を取得した者その他実質的に当該信託の利益を享受する者（第六項及び第四十一条第五項第二号において「実質的受益者」という。）を含む。以下この項において同じ。）からあらかじめ記載を要しない旨の承諾を得た場合を除く。）

イ二（略）
六九（略）

十 信託事務を処理するために債務（信託事務処理に關し通常負担する債務を除く。）を負担している場合には、当該債務の総額及び契約ごとの債務の金額その他当該債務の内容に関する事項（当該債務が借入れである場合にあつては、総借入金額並びに契約ごとの、借入先の属性、借入金額、返済期限、当期末残高、計算期間及び借入期間における利率、返済方法、担保の設定に関する事項並びに借入の目的及び使途を含む。）

十一 当該信託財産に係る法第二十二條第三項各号に掲げる業務を除く信託業務を第三者に委託する場合にあつては、委託先の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地、委託に係る報酬及び委託する業務の内容

二〇四（略）

五 信託会社は、信託財産の計算期間の終了後又は信託行為によつて設定された期間の終了後、遅滞なく、当該信託財産に係る報告書を作成し、これを受益者に交付しなければならない。ただし、信託行為によつて設定された期間の終了後に受益者に当該報告書を交付すべき場合において、次条各号に該当するときは、この限りでない。

六 信託会社は、第一項第五号の規定にかかわらず、実質的受益者が証券取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家である場合又は同法第二十四條第一項に規定する特定有価証券を取得してい

五 不動産、不動産の賃借権又は地上権につき、次に掲げる事項（口及び八に掲げる事項にあつては、受益者（受益者である資産流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社が発行する資産対応証券を取得した者その他実質的に当該信託の利益を享受する者（第六項において「実質的受益者」という。）を含む。以下この項、第四十一条第一項第三号及び第四項第二号並びに第六十八條第一項第三号において同じ。）からあらかじめ記載を要しない旨の承諾を得た場合を除く。）

イ二（略）
六九（略）

十 信託事務を処理するために資金の借入れをしている場合には、総借入金額並びに契約ごとに、借入先の属性、借入金額、返済期限、当期末残高、計算期間及び借入期間における利率、返済方法、担保の設定に関する事項並びに借入の目的及び使途

十一 当該信託財産に係る信託業務を第三者に委託する場合にあつては、委託先の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地、委託に係る報酬及び委託する業務の内容

二〇四（略）

五 信託会社は、信託財産の計算期間の終了後又は信託契約の期間の終了後、遅滞なく、当該信託財産に係る報告書を作成し、これを受益者に交付しなければならない。

六 信託会社は、第一項第五号の規定にかかわらず、実質的受益者が証券取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家である場合又は同法第二十四條第一項に規定する特定有価証券を取得してい

る者であり、かつ、受益者が当該特定有価証券に関して同法第二十四條第五項において準用する同條第一項又は第三項の規定により有価証券報告書を提出している場合（当該特定有価証券に関して同法に基づく有価証券報告書の提出義務が課せられていない場合においては、第三者からの報告に基づき、第一項第五号口及び八に掲げる事項について実質的受益者に報告を行っている場合）には、受益者（受益者代理人が現に存する場合にあつては、当該受益者代理人を含む。）からあらかじめ記載を要しない旨の承諾を得ることにより、同号口及び八に掲げる事項の記載を省略することができる。

（信託財産状況報告書の交付を要しない場合）
第三十八條 法第二十七條第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 受益者が適格機関投資家等であつて、書面又は電磁的方法により当該受益者（受益者代理人が現に存する場合にあつては、当該受益者代理人を含む。以下この号において同じ。）からあらかじめ信託財産状況報告書の交付を要しない旨の承諾を得、かつ、当該受益者からの信託財産の状況に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

二 受益者が受益証券発行信託（信託法第八十五條第三項に規定する受益証券発行信託をいう。以下同じ。）の無記名受益権（同法第一百十條第三項に規定する無記名受益権をいう。以下同じ。）の受益者であつて、当該受益者のうち、信託会社に氏名又は名称及び住所の知れている者に対して信託財産状況報告書を交付し、かつ、その他の者からの要請があつた場合に速やかに信託財産状況報告書を交付できる体制が整備されている場合

三 信託管理人又は受益者代理人が現に存する場合において、当該信託管理人又は受益者代理人に信託財産状況報告書を交付する場合

三〇六（略）

七 取引について、当該取引ごとの内容を書面又は電磁的方法により提供することにより信託財産状況報告書の交付に代える旨の承

る者であり、かつ、受益者が当該特定有価証券に関して同法第二十四條第五項において準用する同條第一項又は第三項の規定により有価証券報告書を提出している場合（当該特定有価証券に関して同法に基づく有価証券報告書の提出義務が課せられていない場合においては、第三者からの報告に基づき、第一項第五号口及び八に掲げる事項について実質的受益者に報告を行っている場合）には、受益者からあらかじめ記載を要しない旨の承諾を得ることにより、同号口及び八に掲げる事項の記載を省略することができる。

（信託財産状況報告書の交付を要しない場合）
第三十八條 法第二十七條第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 受益者が適格機関投資家等であつて、書面又は電磁的方法により当該受益者からあらかじめ信託財産状況報告書の交付を要しない旨の承諾を得、かつ、当該受益者からの信託財産の状況に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

（新設）

二 信託法第八條第一項に規定する信託管理人が存在する場合において、当該信託管理人に信託財産状況報告書を交付する場合

三〇六（略）

七 取引について、当該取引ごとの内容を書面交付又は電磁的方法により提供することにより信託財産状況報告書の交付に代える旨

諾を受益者からあらかじめ書面又は電磁的方法により得ている場合であつて、かつ、当該取引の内容が書面又は電磁的方法により受益者に提供される場合

八 他の目的で作成された書類又は電磁的記録（法第三十四条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に前条第一項各号に規定する事項が記載又は記録されている場合であつて、かつ、当該書類又は電磁的記録に記載又は記録された内容が書面又は電磁的方法により受益者に提供される場合

（信託財産を自己の固有財産及び他の信託財産と分別して管理するための体制の整備に関する事項）

第三十九条 信託会社（当該信託会社から法第二十二條第三項各号に掲げる業務を除く信託業務の委託を受けた者を含む。）は、管理場所を区別することその他の方法により信託財産に属する財産と固有財産及び他の信託の信託財産に属する財産とを明確に区分し、かつ、当該信託財産に係る受益者を判別できる状態で管理しなければならない。

2 信託会社は、法第二十二條第一項の規定により信託財産の管理を第三者に委託する場合には、当該委託を受けた第三者が、信託財産の種類に応じ、信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の方法により管理することを確保するための十分な体制を整備しなければならない。

3 信託会社は、信託業務の処理及び計算を明らかにするため、第一号及び第二号に掲げる帳簿書類を別表第二により作成し、次の各号に掲げる帳簿書類等の区分に応じ、当該各号に定める期間保存しなければならない。

一 信託勘定元帳 信託財産の計算期間の終了の日又は信託行為によつて設定された期間の終了の日から十年間

二 （略）

三 信託業務（法第二十二條第三項各号に掲げる業務を除く。）の

の承諾を受益者（信託法第八条第一項に規定する信託管理人が存在する場合においては、当該信託管理人。以下この号において同じ。）からあらかじめ書面又は電磁的方法により得ている場合であつて、かつ、当該取引の内容が書面又は電磁的方法により受益者に提供される場合

（新設）

（信託財産を自己の固有財産及び他の信託財産と分別して管理するための体制の整備に関する事項）

第三十九条 信託会社（当該信託会社から委託を受けた者を含む。）は、管理場所を区別することその他の方法により信託財産を自己の固有財産及び他の信託財産と明確に区分し、かつ、当該信託契約の種類に応じた方法により、当該信託財産に係る受益者を判別できる状態で管理しなければならない。

2 信託会社は、法第二十二條第一項の規定により信託財産の管理を第三者に委託する場合には、当該委託を受けた第三者が、前項に規定するところにより信託財産の管理を行うことを確保するための十分な体制を整備しなければならない。

3 信託会社は、信託業務の処理及び計算を明らかにするため、第一号及び第二号に掲げる帳簿書類を別表第二により作成し、次の各号に定める帳簿書類を当該各号に定める期間保存しなければならない。

一 信託勘定元帳 信託財産の計算期間の終了の日又は信託契約の期間の終了の日から十年間

二 （略）

三 信託業務の委託契約書 委託契約の終了の日から五年間

委託契約書 委託契約の終了の日から五年間

(信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させることのない体制の整備に関する事項)

第四十条 信託会社(当該信託会社から法第二十二條第三項各号に掲げる業務を除く信託業務の委託を受けた者を含む。)は、次に掲げるところにより、内部管理に関する業務を適正に遂行するための十分な体制を整備しなければならない。

一～三 (略)

2 前項の「内部管理に関する業務」とは、次に掲げる業務をいう。

一 法令遵守の管理(業務の内容が法令(外国の法令を含む。)又は法令に基づく行政官庁の処分(外国の法令に基づく同様の処分を含む。)(以下この号において「法令等」という。))に適合するかどうかを判断すること及び当該法令等を役員及び使用人に遵守させることをいう。()に関する業務

二・三 (略)

3～8 (略)

(信託財産に係る行為準則)

第四十一条 法第二十九條第一項第三号に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一・二 (略)

三 当該信託財産に係る受益者に対し、当該取引に関する重要な事実を開示し、書面又は電磁的方法による同意を得て行う取引

四 (略)

2 法第二十九條第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～三 (略)

四 信託財産に係る受益者(信託管理人又は受益者代理人が現に存する場合)については、当該信託管理人又は受益者代理人を含む()に対し、取引に関する重要な事実を開示し、書面又は電磁的方

(信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させることのない体制の整備に関する事項)

第四十条 信託会社(当該信託会社から委託を受けた者を含む。)は、次に掲げるところにより、内部管理に関する業務を適正に遂行するための十分な体制を整備しなければならない。

一～三 (略)

2 前項の「内部管理に関する業務」とは、次に掲げる業務をいう。

一 法令遵守の管理(業務の内容が法令(外国の法令を含む。)又は法令に基づく行政官庁の処分(外国の法令に基づく同様の処分を含む。)(以下この項において「法令等」という。))に適合するかどうかを判断すること及び当該法令等を役員及び使用人に遵守させることをいう。()に関する業務

二・三 (略)

3～8 (略)

(信託財産に係る行為準則)

第四十一条 法第二十九條第一項第三号に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一・二 (略)

三 当該信託財産に係る受益者(信託法第八条第一項に規定する信託管理人が存在する場合には、当該信託管理人)に対し、当該取引に関する重要な事実を開示し、書面による同意を得て行う取引

四 (略)

2 法第二十九條第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～三 (略)

(新設)

法による同意を得て行う場合を除き、通常の取引の条件と比べて受益者に不利益を与える条件で、信託財産に属する財産につき自己の固有財産に属する債務に係る債権を被担保債権とする担保権を設定することその他第三者との間において信託財産のためにする行為であつて受託者又は利害関係人と受益者との利益が相反することとなる取引を行うこと。

3) 五 重要な信託の変更等（法第二十九条の二第一項に規定する重要な信託の変更等をいう。以下同じ。）をすることを専ら目的として、受益者代理人を指定すること。

法第二十九条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 委託者若しくは委託者から指図の権限の委託を受けた者（令第十四条第一項各号に掲げる者を除く。）又は受益者若しくは受益者から指図の権限の委託を受けた者のみの指図により取引を行う場合

二 信託の目的に照らして合理的に必要なと認められる場合であつて、次に掲げる取引の種類に応じ、次に定める方法により取引を行う場合

イ 次に掲げる有価証券（証券取引法第二条第一項及び第二項に規定する有価証券をいい、同法第八十二条の二第三項の規定により国債証券又は同法第六十五条第二項第三号に規定する外国国債証券とみなされる標準物並びに同法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券であつてこれらの有価証券に係る権利を表示するもの及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利のうちこれらの有価証券に表示されるべきものを含む。）の売買

証券取引所に上場されている有価証券（証券取引法第八十二条の二第三項の規定により国債証券又は同法第六十五条第二項第三号に規定する外国国債証券とみなされる標準物を除く。）
（ 取引所有価証券市場（同法第二条第十七項に規定する取引所有価証券市場をいう。以下この号において同じ。）において行うもの又は前日の公表されている最終価格に基づき

（新設）

（新設）

算出した価額若しくはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額により行うもの

店頭売買有価証券(証券取引法第二条第八項第七号八に規定する店頭売買有価証券をいう。)

店頭売買有価証券市場(同法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。)

及び 合理的な方法により算出した価額により行うもの

及び 前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額により行うもの

証券取引法第二条第一項第一号から第四号までに掲げる有価証券(同項第九号に掲げる有価証券であつて、これらの有価証券の性質を有するものを含む。)

証券取引法第一条第一項第六号に掲げる有価証券のうち、その価格が証券業協会(同条第十三項に規定する証券業協会をいう。)

又は外国において設立されている当該協会と類似の性質を有する団体の定める規則に基づいて公表されるもの

証券取引法第二条第一項第七号及び第七号の二に掲げる有価証券
有価証券先物取引、外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引、取引所有価証券市場若しくは外国有価証券市場において行うもの

取引所金融先物取引等(金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)第二条第二項に規定する取引所金融先物取引等をいう。)

金融先物取引所(同条第六項に規定する金融先物取引所をいう。)

金融先物市場(同条第三項に規定する金融先物市場をいう。)

又は海外金融先物市場(同項に規定

する海外金融先物市場をいう。）において行うもの

二 不動産の売買 不動産鑑定士による鑑定評価を踏まえて調査した価格により行うもの

ホ その他の取引 同種及び同量の取引を同様の状況の下で行った場合に成立することとなる通常の取引の条件と比べて、受益者に不利にならない条件で行うもの

三 個別の取引ごとに当該取引について重要な事実を開示し、信託財産に係る受益者の書面又は電磁的方法による同意を得て取引を行う場合

四 その他受益者の保護に支障を生ずることがないものとして金融庁長官（令第二十七条第二項の規定により金融庁長官の指定する信託会社及び外国信託会社を除く信託会社及び外国信託会社にあつては、財務局長）の承認を受けて取引を行う場合

4| 信託会社は、法第二十九条第三項の規定により、信託財産の計算期間ごとに、遅滞なく、次の各号に掲げる事項を記載した書面を作成し、受益者に交付しなければならない。

一 (略)

二 信託財産との取引の相手方となつた者が信託会社の利害関係人である場合には、当該利害関係人と信託会社との関係（信託財産との取引の相手方となつた者が信託会社から信託業務（法第二十条第三項各号に掲げる業務を除く。）の委託を受けた者の利害関係人である場合にあつては、当該利害関係人と委託を受けた者との関係）

三 九 (略)

十 当該取引に関して信託会社（当該信託会社から法第二十一条第三項各号に掲げる業務を除く信託業務の委託を受けた者を含む。）又はその利害関係人が手数料その他の報酬を得た場合には、その金額

十一・十二 (略)

5| 法第二十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 受益者が適格機関投資家等であつて、書面又は電磁的方法によ

する海外金融先物市場をいう。）において行うもの

二 不動産の売買 不動産鑑定士による鑑定評価を踏まえて調査した価格により行うもの

ホ その他の取引 同種及び同量の取引を同様の状況の下で行った場合に成立することとなる通常の取引の条件と比べて、受益者に不利にならない条件で行うもの

三 個別の取引ごとに当該取引について重要な事実を開示し、信託財産に係る受益者の書面又は電磁的方法による同意を得て取引を行う場合

四 その他受益者の保護に支障を生ずることがないものとして金融庁長官（令第二十七条第二項の規定により金融庁長官の指定する信託会社及び外国信託会社を除く信託会社及び外国信託会社にあつては、財務局長）の承認を受けて取引を行う場合

3| 信託会社は、法第二十九条第三項の規定により、信託財産の計算期間ごとに、遅滞なく、次の各号に掲げる事項を記載した書面を作成し、受益者に交付しなければならない。

一 (略)

二 信託財産との取引の相手方となつた者が信託会社の利害関係人である場合には、当該利害関係人と信託会社との関係（信託財産との取引の相手方となつた者が信託会社から委託を受けた者の利害関係人である場合にあつては、当該利害関係人と委託を受けた者との関係）

三 九 (略)

十 当該取引に関して信託会社（信託会社から委託を受けた者を含む。）又はその利害関係人が手数料その他の報酬を得た場合には、その金額

十一・十二 (略)

4| 法第二十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 受益者が適格機関投資家等であつて、書面又は電磁的方法によ

り受益者（受益者代理人が現に存する場合にあつては、当該受益者代理人を含む。以下この号において同じ。）からあらかじめ書面の交付を要しない旨の承諾を得、かつ、当該受益者からの個別の取引に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

一 受益者が受益証券発行信託の無記名受益権の受益者であつて、当該受益者のうち、信託会社に氏名又は名称及び住所の知れている者に対して信託財産状況報告書を交付し、かつ、その他の者からの要請があつた場合に速やかに信託財産状況報告書を交付できる体制が整備されている場合

二 委託者若しくは委託者から指図の権限の委託を受けた者（令第十四条第一項各号に掲げる者を除く。）又は受益者若しくは受益者から指図の権限の委託を受けた者のみの指図により法第二十九条第二項各号に掲げる取引が行われたものである場合であつて、書面又は電磁的方法により受益者（実質的受益者を含み、信託管理人又は受益者代理人が現に存する場合にあつては、当該信託管理人又は受益者代理人を含む。以下この号において同じ。）からあらかじめ書面の交付を要しない旨の承諾を得、かつ、当該受益者からの個別の取引に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

三 信託管理人又は受益者代理人が現に存する場合において、当該信託管理人又は受益者代理人に書面を交付する場合

四 法第二十九条第二項各号の取引について当該取引ごとの内容を書面又は電磁的方法により提供することにより同条第三項に規定する書面の交付に代える旨の承諾を受益者から書面又は電磁的方法によりあらかじめ得ている場合であつて、かつ、当該取引の内容が書面又は電磁的方法により受益者に提供される場合

五 投資信託及び投資法人に関する法律第四条に規定する委託者指図型投資信託契約による信託の引受けを行った場合において、同法第二十八条に規定する投資信託委託業者又は同法第十七条第一項に基づき委託を受けた者（令第十四条第一項各号に掲げる者を除く。）のみの指図により法第二十九条第二項各号の取引が

り当該受益者からあらかじめ書面の交付を要しない旨の承諾を得、かつ、当該受益者からの個別の取引に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

（新設）

二 委託者又は委託者から指図の権限の委託を受けた者（令第二条各号に掲げる者を除く。）のみの指図により法第二十九条第二項各号に掲げる取引が行われたものである場合であつて、書面又は電磁的方法により受益者（信託法第八条第一項に規定する信託管理人が存在する場合においては、当該信託管理人。以下この号及び第四号において同じ。）からあらかじめ書面の交付を要しない旨の承諾を得、かつ、受益者からの個別の取引に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

三 信託法第八条第一項に規定する信託管理人が存在する場合において、当該信託管理人に書面を交付する場合

四 法第二十九条第二項各号の取引について当該取引ごとの内容を記載した書面交付又は電磁的方法により同条第三項に規定する書面の交付に代える旨の承諾を受益者から書面又は電磁的方法によりあらかじめ得ている場合であつて、かつ、当該取引の内容が書面又は電磁的方法により受益者に提供される場合

五 投資信託及び投資法人に関する法律第四条に規定する委託者指図型投資信託契約による信託の引受けを行った場合において、同法第二十八条に規定する投資信託委託業者又は同法第十七条第一項に基づき委託を受けた者（令第二条各号に掲げる者を除く。）のみの指図により法第二十九条第二項各号の取引が行われた

行われたものである場合であつて、かつ、受益者（受益者代理人
が現に存する場合にあつては、当該受益者代理人を含む。）から
の個別の照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている
場合

六 第三項第二号イからハまでに掲げる取引を行う場合

七 金銭債権（コールローンに係るもの、譲渡性預金証書をもつて
表示されるもの、金融機関（商工組合中央金庫を含む。）への預
金若しくは貯金又は郵便貯金に係るものに限る。）の取得及び譲
渡を行う場合

八 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第
四十三号。以下「兼営法」という。）第六条の規定により元本の
補てんの契約をした金銭信託の受益権の取得及び譲渡を行う場合

（公告又は各別に催告をすることを要しない重要な信託の変更等）

第四十一条の二 法第二十九条の二第一項に規定する内閣府令で定め
る場合は、次に掲げる場合とする。

一 公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条に
規定する公益信託である場合

二 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第一項に規定する委
託者指図型投資信託である場合

三 貸付信託法第一条第一項に規定する貸付信託である場合

四 資産の流動化に関する法律第十二項に規定する特定目的
信託である場合

五 社債等の振替に関する法律第二条第十一項に規定する加入者保
護信託である場合

（重要な信託の変更等の公告の方法）

第四十一条の三 法第二十九条の二第一項の規定による公告は、信託
会社における公告の方法によりしななければならない。

（重要な信託の変更等の公告に係る受益証券発行信託の特例）

第四十一条の四 受益証券発行信託の信託会社が前条の規定により公

ものである場合であつて、かつ、受益者からの個別の照会に対し
て速やかに回答できる体制が整備されている場合

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

告する場合には、当該信託会社は、当該信託会社に氏名又は名称及び住所の知れている無記名受益権の受益者に対しては、各別に法第二十九条の二第一項各号に掲げる事項を催告しなければならない。

（重要な信託の変更等の公告又は催告事項）

第四十一条の五 法第二十九条の二第一項第二号に規定する内閣府令

で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 重要な信託の変更等を行うとする理由
- 二 重要な信託の変更等の内容
- 三 重要な信託の変更等の予定年月日
- 四 異議を述べる期間
- 五 異議を述べる方法

（重要な信託の変更等をしてはならないとき）

第四十一条の六 法第二十九条の二第三項に規定する内閣府令で定めるときは、各受益権の内容が均等でない場合において、当該信託の受益権の信託財産に対する持分（以下この条及び次条において「元本持分」という。）が同条第一項の規定による公告又は催告の時ににおける当該信託の受益権の元本持分の合計の二分の一を超えるときとする。

（重要な信託の変更等の適用除外の受益者承認基準）

第四十一条の七 法第二十九条の二第四項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、各受益権の内容が均等でない場合において、当該信託の受益権の元本持分の合計とする。

（費用等の償還又は前払の範囲等の説明事項）

第四十一条の八 法第二十九条の三に規定する内閣府令で定める事項

- 一 次に掲げる事項とする。
 - 一 信託報酬に関する事項
- 二 信託財産に関する租税その他の費用に関する事項
- 三 信託受益権の損失の危険に関する事項

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

四 信託法第四十八条第五項（同法第五十四条第四項において準用する場合を含む。）に規定する合意を行おうとするときまでに確定した費用等（同法第四十八条第一項に規定する費用等をいう。）又は信託報酬がある場合にはその額

（事業報告書の作成等）

第四十二条 法第三十三条に規定する事業報告書は、別紙様式第十号（外国信託会社にあつては別紙様式第十号の二、法第五十二条第一項の登録を受けて同項に規定する特定大学技術移転事業に該当する信託の引受けを行う同項に規定する承認事業者（以下「承認事業者」という。）にあつては別紙様式第十号の三）により、作成しなければならない。

2 前項の事業報告書には、次の各号（法第五十条の二第一項の登録を受けた者及び承認事業者にあつては、第二号及び第三号を除く。）に掲げる書類を添付しなければならない。

一 信託会社（外国信託会社、法第五十条の二第一項の登録を受けた者及び承認事業者を含む。以下この号において同じ。）が子会社等を有する場合にあつては、当該信託会社及びその子会社等の連結貸借対照表（関連する注記を含む。以下同じ。）、連結損益計算書（関連する注記を含む。以下同じ。）及び連結株主資本等変動計算書（関連する注記を含む。以下同じ。）

二 六（略）

七 法第五十条の二第一項の登録を受けた者にあつては、当該者を連結子会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第二条第三号に規定する連結子会社をいう。以下同じ。）とする者（当該者を連結子会社とする者を除く。）がいる場合にあつては、当該者の連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧）

第四十三条 法第三十四条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（事業報告書の作成等）

第四十二条 法第三十三条に規定する事業報告書は、別紙様式第十号（外国信託会社にあつては別紙様式第十号の二、法第五十二条第一項の登録を受けて同項に規定する特定大学技術移転事業に該当する信託の引受けを行う同項に規定する承認事業者（以下「承認事業者」という。）にあつては別紙様式第十号の三）により、作成しなければならない。

2 前項の事業報告書には、次の各号（承認事業者にあつては、第二号及び第三号を除く。）に掲げる書類を添付しなければならない。

一 信託会社（外国信託会社及び承認事業者を含む。以下この号において同じ。）が子会社等を有する場合にあつては、当該信託会社及びその子会社等の連結貸借対照表（関連する注記を含む。以下同じ。）、連結損益計算書（関連する注記を含む。以下同じ。）及び連結株主資本等変動計算書（関連する注記を含む。以下同じ。）

二 六（略）

（新設）

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧）

第四十三条 法第三十四条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一・二 (略)
- 三 信託会社の直近の二事業年度における財産の状況に関する事項として次に掲げる事項
 - イ 八 (略)
 - 二 イに掲げる書類について公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下この条において同じ。)又は監査法人の監査を受けている場合にはその旨
 - 四・五 (略)
- 2 (略)
- 3 前二項の規定にかかわらず、法第五十条の二第一項の登録を受けた者に係る法第三十四条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 法第五十条の二第一項の登録を受けた者の概況及び組織に関する次に掲げる事項
 - イ 商号
 - ロ 沿革及び経営の組織
 - ハ 役員及び業務を執行する社員の氏名及び役職名
 - ニ 信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務を行う主たる営業所並びにその他の営業所の名称及び所在地
 - ホ 営んでいる業務の種類
 - 二 法第五十条の二第一項の登録を受けた者の業務の状況に関する次に掲げる事項
 - イ 直近の事業年度における信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務の概要
 - ロ 直近の五事業年度における信託法第二条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務の状況を示す指標として次に掲げる事項
 - 信託報酬
 - 信託財産額
 - 信託財産の概要
- 八 直近の二事業年度における信託財産の状況を示す指標として

- 一・二 (略)
- 三 信託会社の直近の二事業年度における財産の状況に関する事項として次に掲げる事項
 - イ 八 (略)
 - 二 イに掲げる書類について公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下この項及び第三項において同じ。)又は監査法人の監査を受けている場合にはその旨
 - 四・五 (略)
- 2 (略)
- (新設)

次に掲げる事項

別紙様式第十四号の二により作成した信託財産残高表

信託財産の種類ごとの件数、元本額

二 信託財産の分別管理の状況

ホ 信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務以外の業務の状況

三 法第五十条の二第一項の登録を受けた者の直近の三事業年度における財産の状況に関する事項として次に掲げる事項

イ 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書

ロ イに掲げる書類について公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合にはその旨

四 法第五十条の二第一項の登録を受けた者の内部管理の状況に関する事項

五 子会社等を有する場合にあつては、法第五十条の二第一項の登録を受けた者及びその子会社等の直近の三事業年度における財産の状況に関する事項として次に掲げる事項

イ 法第五十条の二第一項の登録を受けた者及びその子会社等の連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書

ロ イに掲げる書類について公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合にはその旨

六 法第五十条の二第一項の登録を受けた者を連結子会社とする者（当該者を連結子会社とする者を除く。）がいる場合にあつては、当該者及び同項の登録を受けた者の直近の三事業年度における財産の状況に関する事項として次に掲げる事項

イ 当該者及び法第五十条の二第一項の登録を受けた者の連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書

ロ イに掲げる書類について公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合にはその旨

4) 前三項の規定にかかわらず、承認事業者に係る法第三十四条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

3) 前二項の規定にかかわらず、承認事業者に係る法第三十四条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇四 (略)
5171 (略)

(届出事項)

第四十八条 (略)

2 (略)

3 第一項第八号の不祥事件とは、信託会社の役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項及び第六十三条第三項において同じ。)、信託業務の委託先又は自己を所属信託会社とする信託契約代理店若しくはその役員が当該信託会社に係る業務を遂行するに際して次の各号のいずれかに該当する行為を行ったこと(信託業務の委託先にあつては、当該信託会社が委託する信託業務に係るものに限る。)をいう。

一〇七 (略)

(廃業等の公告等)

第五十条 法第四十一条第三項又は第五項の規定による公告は、官報のほか、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法又は電子公告(会社法第二十三条第三十四号に規定する電子公告をいう。以下同じ。)によつてしなければならない。

214 (略)

51 法第四十一条第三項又は第五項の規定による公告を電子公告によつてする場合には、次の各号に掲げる公告の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までの間、継続して電子公告による公告をしなければならない。

一 法第四十一条第三項の規定による公告 第二項第一号に定める年月日

二 法第四十一条第五項の規定による公告 電子公告による公告を開始した日後一月を経過する日

(登録等の申請)

第五十一条の二 法第五十条の二第一項の登録を受けようとする者は

一〇四 (略)
4161 (略)

(届出事項)

第四十八条 (略)

2 (略)

3 第一項第八号の不祥事件とは、信託会社の役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項及び第六十三条第三項において同じ。)又は自己を所属信託会社とする信託契約代理店若しくはその役員が当該信託会社に係る業務を遂行するに際して次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一〇七 (略)

(廃業等の公告等)

第五十条 法第四十一条第三項又は第五項の規定による公告は、官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してしなければならない。

214 (略)

(新設)

(新設)

、法第五十条の二第三項の申請書及び同条第四項の規定による添付書類並びにその写し一通を、その者の信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務を行う主たる営業所の所在地を管轄する財務局長に提出しなければならない。

2| 前項の規定は、法第五十条の二第二項において準用する法第七条第三項の登録の更新を受けよつとする者について準用する。

3| 令第七条第三項ただし書の規定により現金をもつて手数料を納める場合は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定による申請等を行い、当該申請等により得られた納付情報により手数料を納付するものとする。

(受益権を多数の者が取得することができる場合として規定する有価証券)

第五十一条の三 令第十五条の二第二項第一号ホに規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

一 信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託の受益権の取得又は保有を目的とする者が発行する証券取引法第二条第一項第四号、第六号、第七号の五から第十号の三まで又は第二項第一号、第二号若しくは第五号から第七号までに掲げる有価証券(同法第一条第一項第七号の五、第九号若しくは第十号又は第二項第一号若しくは第二号に掲げる有価証券にあつては、信託会社、外国信託会社又は兼営法第一条第一項の認可を受けて信託業務を営む金融機関が受託者となつている場合における有価証券を除く。

二 信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託の受益権の取得又は保有を目的とする者が発行する証券取引法第二条第一項第三号の二、第五号の三又は第七号の四に掲げる有価証券(次に掲げる要件を満たすものを除く。)

イ 信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託が、法第二条第三項各号に掲げる信託であること。

ロ 信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託をしよう

(新設)

とする者が法第二十三條第一項、第二十八條第一項及び第二項、第二十九條第一項及び第二項並びに第二十九條の二に掲げる義務を負う旨が信託行為に定められていること。

ハ イ及びロに掲げる事項が資産流動化計画（資産の流動化に関する法律第二條第四項に規定する資産流動化計画をいう。）又は資産信託流動化計画（同條第十四項に規定する資産信託流動化計画をいう。）に定められていること。

（登録申請書の添付書類）

第五十一條の四 法第五十條の二第四項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 純資産額及びその算出根拠を記載した書面

二 信託法第三條第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務以外の業務を営む場合に於ては、当該業務の内容及び方法を記載した書面並びに当該業務を営むことが同号に掲げる方法によつてする信託に係る事務を適正かつ確実に行うことにつき支障を及ぼすことのないことを証する書面

三 役員及び業務を執行する社員の履歴書及び住民票の抄本又はこれに代わる書面

四 役員及び業務を執行する社員が法第五十條の二第六項第八号に該当しない者であることを当該役員及び業務を執行する社員が誓約する書面

五 次に掲げる事項に関する社内規則

イ 信託財産に関する経理

ロ 帳簿書類の作成及び保存並びに閲覧

ハ 第四十條第二項各号に掲げる業務の運営（当該業務に関する社内における責任体制を明確化する規定を含むものに限る。）

六 信託法第三條第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する業務が定款の事業目的に定められていない場合に於ては、当該業務のその事業目的への追加に係る株主總會又は社員總會の議事録の写し

七 信託法第三條第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務

（新設）

に関する知識及び経験を有する者の確保の状況並びに当該者の配置の状況を記載した書面

(信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務の内容及び方法を記載した書面の記載事項)

第五十一条の五 第六条第一項の規定は、法第五十条の二第五項第一号の信託財産の種類に記載について準用する。

2 法第五十条の二第五項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務の運営の基本方針
- 二 信託行為の内容の明確化及び信託財産の状況に係る情報提供に関する基本方針

(自己信託登録簿の縦覧)

第五十一条の六 法第五十条の二第一項に定める登録を受けた者が現に受けている登録をした財務局長は、その登録をした当該者に係る自己信託登録簿を当該者の信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務を行う主たる営業所の所在地を管轄する財務局又は福岡財務支局に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

(法第五十条の二第十項に規定する信託財産に属する財産に関する事項の調査)

第五十一条の七 法第五十条の二第十項に規定する内閣府令で定める調査は、信託法第三条第三号に掲げる方法によつて信託をしたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項につき、信託財産に属する財産の種類に応じて適正かつ合理的と認められる方法により行わなければならない。

- 一 次に掲げる信託財産に属する財産の種類に応じ、次に定める事項
- イ 有価証券(チを除く。)
- 銘柄、数量その他の当該有価証券

(新設)

(新設)

(新設)

の内容を特定するために必要な事項

ロ 不動産 不動産の所在、地番その他の当該不動産を特定するために必要な事項

ハ 不動産の賃借権 不動産の所在、地番その他当該不動産を特定するために必要な事項、賃貸人及び賃借人の氏名又は名称及び住所、賃料、存続期間その他の当該賃借権の内容を特定するために必要な事項

ニ 地上権 地上権に係る土地の所在及び地番その他当該土地を特定するために必要な事項、当該土地の所有者及び地上権者の氏名又は名称及び住所、地代、存続期間その他の当該地上権の内容を特定するために必要な事項

ホ 動産（イを除く。） 動産の種類、名称、型式、製造番号、通常所在する場所その他の当該動産を特定するために必要な事項

ヘ 金銭債権 金銭債権の種類及び額（債権の種類ごとの総額で足りる。）、債権者及び債務者の氏名又は名称及び住所、担保の設定状況その他の当該金銭債権の内容を特定するために必要な事項

ト 知的財産権 知的財産権の種類、出願の番号、登録番号及びその年月日その他の知的財産権を特定するために必要な事項

チ 信託受益権 信託に係る信託財産を特定するために必要な事項及び当該信託の受益権の内容を特定するために必要な事項

リ イからチまでに掲げる財産以外の財産 当該財産の種類、権利者の氏名又は名称及び住所その他の当該財産を特定するために必要な事項

- 2 | 二 信託法第三条第三号に掲げる方法による信託設定時における信託財産に属する財産の価額
- 前項第二号の場合においては、次の各号に掲げる財産の種類に
じ、当該各号に掲げる事項を踏まえて調査しなければならない。
一 市場価格のある有価証券 信託法第三条第三号に掲げる方法によつて信託をした日における当該有価証券を取引する市場における最終の価格（当該日に売買取引がない場合又は当該日が当該市

場の休業日に当たる場合にあつては、その後最初になされた売買取引の成立価格)

二 不動産 不動産鑑定士による鑑定評価

三 その他の財産 法第五十条の二第一項の登録を受けた者が前項第二号に定める価額の算定に用いた帳簿書類その他の資料及び当該価額の算定方法

3| 第一項の調査を行った者は、第一項の調査の結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を法第五十条の二第一項の登録を受けた者に提供して報告をしなければならぬ。この場合において、当該第一項の調査を行った者は、当該調査を行うに際して、不正な行為又は法令若しくは信託行為の定めに違反する重大な事実があることを発見したときは、その旨を当該書面に記載し、又は当該電磁的記録に記録するものとする。

(兼業業務の健全性)

第五十一条の八 法第五十条の二第十一項に規定する内閣府令で定めるところにより、他に営む業務(以下この条において「兼業業務」という。)を営むことが同条第一項の信託に係る事務を適正かつ確実に行うことにつき支障を及ぼすおそれがあると認められるものは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるときとする。

一 法第五十条の二第一項の登録を受けた者が連結子会社を有する場合又は同項の登録を受けた者を連結子会社とする者(当該者を連結子会社とする者を除く。以下この条において同じ。)がいる場合にあつては、次のいずれかに該当するとき。

イ 法第五十条の二第一項の登録を受けた者の損益計算書若しくは連結損益計算書又は同項の登録を受けた者を連結子会社とする者の連結損益計算書(以下この号において「損益計算書等」という。)(のいずれかにおいて、連続する二事業年度において経常損失金額(会社計算規則(平成十八年法務省令第十三号)第百二十二条第二項に規定する経常損失金額をいう。以下この項及び次項において同じ。)(が生じているとき)ロに該当する場合を除く。)(

(新設)

- ロ 損益計算書等のいずれかにおいて、連続する三以上の事業年度において経常損失金額が生じているとき。
- 二 前号以外の場合にあつては、次のいずれかに該当するとき。
- イ 法第五十条の二第一項の登録を受けた者の損益計算書において、連続する二事業年度において経常損失金額が生じているとき（ロに該当する場合を除く。）。
- ロ 法第五十条の二第一項の登録を受けた者の損益計算書において、連続する三以上の事業年度において経常損失金額が生じているとき。
- 2 | 前項第一号イ又は第二号イに該当する場合であつても、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に該当するときには、兼業業務を営むことが法第五十条の二第一項の信託に係る事務を適正かつ確実に行うことにつき支障を及ぼすおそれがあると認められるものに該当しないものとする。
- 一 前項第一号イに該当する場合 法第五十条の二第一項の登録を受けた者の貸借対照表の純資産額が連続する二事業年度における経常損失金額の合計額を超え、かつ、同項の登録を受けた者又は同項の登録を受けた者を連結子会社とする者の連結貸借対照表の純資産額が連続する二事業年度における連結損益計算書の経常損失金額の合計額を超えるとき。
- 二 前項第二号イに該当する場合 法第五十条の二第一項の登録を受けた者の貸借対照表の純資産額が連続する二事業年度における経常損失金額の合計額を超えるとき。
- 3 | 前項における純資産額は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める金額とする。
- 一 法第五十条の二第一項の登録を受けた者が連結子会社を有する場合又は同項の登録を受けた者を連結子会社とする者がいる場合 同項の登録を受けた者の貸借対照表及び連結貸借対照表又は同項の登録を受けた者を連結子会社とする者の連結貸借対照表のそれぞれについて資産の部に計上されるべき金額の合計額から負債の部に計上されるべき金額の合計額（兼業業務に関し法令の規定により負債の部に計上することが義務付けられている引当金又は準

備金のうち利益留保性の引当金又は準備金の性質を有するものがある場合には、当該引当金又は準備金の金額を除く。次号において同じ。）を控除した金額

二 前号以外の場合 法第五十条の二第一項の登録を受けた者の貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額から負債の部に計上されるべき金額の合計額を控除した金額

4 前項の純資産額の算出については、第八条第二項及び第三項の規定を準用する。

(読替規定)

第五十一条の九 法第五十条の二第一項の登録を受けた者については信託会社(第二十三条第二項及び第三項並びに第二十五条にあつては、管理型信託会社)とみなして、第八条、第十七条から第二十三条まで、第二十五条、第二十九条、第三十六条から第四十一条の八まで、第四十八条(第一項第三号、第七号及び第十号から第十二号まで並びに第二項を除く。)、第五十条(第四項を除く。)、及び第五十一条の規定を適用する。この場合において、これらの規定中、「信託業務」とあり、及び「信託業」とあるのは、「信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務」とするほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第二十三条第二項	本店	信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務所
第二十三条第一項及び第三項	管理型信託会社登録簿	自己信託登録簿

(新設)

第二十五条	業務方法書	信託法第三条第三項に掲げる方法によつてする信託に係る事務の内容及び方法を記載した書類
第二十九条第一号	委託者又は受益者（これらの者から指図の権限の委託を受けた者を含む。）	受益者（当該者から指図の権限の委託を受けた者を含む。）
第二十九条第三号	業務	信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務
第三十七条第一項第一号	計算期間	計算期間（一年を超えない。）
第四十条第一項第三号	内部管理に関する業務に従事する者を信託財産の管理又は処分を行う部門から独立させること。	信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務の管理に係る体制を整備すること。
第四十条第四項	本店その他の営業所を	信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務を行う主たる営業所その他の営業所を

<p>第四十一条第三項第四号</p>	<p>第四十一条第三項第一号及び第五項第二号</p>		
<p>金融庁長官（令第二十七条第二項の規定により金融庁長官の指定する信託会社及び外国信託会社を除</p>	<p>委託者若しくは委託者から指図の権限の委託を受けた者（令第十四条第一項各号に掲げる者を除く。）又は受益者若しくは受益者から指図の権限の委託を受けた者</p>	<p>当該他の信託会社、外国信託会社又は金融機関</p>	<p>信託会社、外国信託会社又は金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第二条各号に掲げる金融機関をいう。第六十一条第三項及び第七十二条第二項を除き、以下同じ。）</p>
<p>財務局長</p>	<p>受益者又は受益者から指図の権限の委託を受けた者</p>	<p>当該他の信託会社、外国信託会社、金融機関又は法第五十条の二第一項の登録を受けた者</p>	<p>信託会社、外国信託会社、金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第二条各号に掲げる金融機関をいう。第六十一条第三項及び第七十二条第二項を除き、以下同じ。）又は法第五十条の二第一項の登録を受けた者</p>

	<p>く信託会社及び外国信託会社にあつては、(財務局長)</p>	
<p>第四十八条第一項第一号</p>	<p>法第五十条第二項第一号から第三号まで、第五号(外国の法令の規定に係る部分に限る。)(若しくは第六号又は法第十条第一項第二号若しくは第三号)</p>	<p>法第五十条の二第六項第一号から第七号</p>
<p>第四十八条第一項第二号</p>	<p>取締役、執行役、会計参与又は監査役</p>	<p>役員又は業務を執行する社員</p>
<p>第四十八条第一項第九号</p>	<p>訴訟若しくは調停の当事者となつた場合又は当該訴訟若しくは調停が終結した場合</p>	<p>信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務に關し訴訟若しくは調停の当事者となつた場合又は当該訴訟若しくは調停が終結した場合</p>
<p>第四十八条第三項</p>	<p>信託会社の役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項及び第六十三条第三項において同じ。)、信託業務の委託先又は自己を所屬信託会社とする信託契約代理店若しくはその役員</p>	<p>法第五十条の二第一項の登録を受けた者の役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項において同じ。)</p>

別表第一	第五十条第一項	
株主総会の議事録（会社法第三百十九条第一項の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面。以下同じ。）	に係る業務 法第四十一条第三項又は第五項 電子公告（会社法第二十三条第三十四号に規定する電子公告をいう。以下同じ。）	に係る業務 第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務 法第四十一条第三項
株主総会の議事録（会社法第三百十九条第一項の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面。以下同じ。）又は株主総会に準ずる機関の議事録	電子公告（公告の方法のうち電磁的方法（会社法第二十三条第三十四号（定義）に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。以下同じ。）	に係る信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務 法第四十一条第三項

株主総会の議事録その他必要な手続	株主総会（これに準ずる機関を含む。）の議事録その他必要な手続
取締役、執行役、会計参与又は監査役	役員又は業務を執行する社員
営業所	信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務を行う営業所
本店	信託法第二条第二号に掲げる方法によつてする信託に係る事務を行う主たる営業所

2 法第五十条の二十二項の規定により読み替えて適用する法第四十一条第一項の規定による届出を行う法第五十条の二第一項の登録を受けた者は、別表第四の上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類並びにその写し一通を金融庁長官等に提出しなければならない。

3 法第五十条の二十二項の規定により読み替えて適用する法第四十一条第二項の規定により届出を行う法第五十条の二第一項の登録を受けた者は、別表第四の上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類並びにその写し一通を金融庁長官等に提出しなければならない。

（特定大学技術移転事業に係る信託についての特例）
第五十三条（略）

2 法第五十二条第二項において準用する法第八条第二項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一（略）

（特定大学技術移転事業に係る信託についての特例）
第五十三条（略）

2 法第五十二条第二項において準用する法第八条第二項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一（略）

二 信託業（特定大学技術移転事業（法第五十二条第一項に規定する特定大学技術移転事業をいう。以下同じ。）に該当するものに限る。以下別表第五及び別表第六において同じ。）以外の業務を営む場合にあつては、当該業務の内容及び方法を記載した書面であつて第二十八条第二項各号に掲げる事項が明確に記載されているもの。

三 三六（略）

3（略）

4 承認事業者については信託会社（第二十三条第二項及び第三項並びに第二十五条にあつては、管理型信託会社）とみなして、第八条、第十七条から第二十三条まで、第二十五条、第二十八条から第四十一条の八まで、第四十八条（第一項第三号、第四号、第七号及び第十号から第十二号まで並びに第二項を除く。）、第五十条（第四項を除く。）及び第五十一条の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第四十条第四項	本店その他の営業所 信託会社、外国信託会社又は金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第二条各号に掲げる金融機関をいう。第六十一条第三項及び第七十二条第二項を除き、以下同じ。）	主たる営業所その他の営業所又は事務所の承認事業者

二 信託業（特定大学技術移転事業（法第五十二条第一項に規定する特定大学技術移転事業をいう。以下同じ。）に該当するものに限る。以下別表第五及び別表第六において同じ。）以外の業務を営む場合にあつては、当該業務の内容及び方法を記載した書面

三 三六（略）

3（略）

4 承認事業者については信託会社（第二十三条第二項及び第三項並びに第二十五条にあつては、管理型信託会社）とみなして、第八条、第十七条から第二十三条まで、第二十五条、第二十八条から第四十一条まで、第四十八条（第一項第三号、第四号、第七号及び第十号から第十二号まで並びに第二項を除く。）、第五十条（第四項を除く。）及び第五十一条の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第四十条第四項	本店その他の営業所 信託会社、外国信託会社又は金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第二条各号に掲げる金融機関をいう。第六十一条第三項及び第七十二条第二項を除き、以下同じ。）	主たる営業所その他の営業所又は事務所の承認事業者

	<p>、事務所若しくは代理店（金融機関代理業者（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十五項に規定する銀行代理業者、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六條の三第三項に規定する信用協同組合代理業者、労働金庫法</p>	<p>と同一</p>
--	--	------------

	<p>、事務所若しくは代理店と同一</p>	<p>と同一</p>
--	-----------------------	------------

(略)		
(略)	<p>(昭和二十八年法律第二百二十七号)第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者、農業協同組合法(昭和二十二年法律第八十三号)第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者、水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第二百一条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者及び農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者をいう。第七十二条第二項第一号において同じ。)の営業所又は事務所を含む。(と同一)</p>	<p>当該他の承認事業者</p>
(略)		

(略)		
(略)	<p>当該他の信託会社、外国信託会社又は金融機関</p>	<p>当該他の承認事業者</p>
(略)		

(免許の申請)

5
5・6 (略)

第四十八条第三項	信託会社の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項及び第六十三条第三項において同じ。） 信託業務の委託先又は自己を所屬信託会社とする信託契約代理店若しくはその役員	承認事業者の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項において同じ。）
第五十条第一項	法第四十一条第三項又は第五項 電子公告（会社法第二十三条第三十四号に規定する電子公告をいう。以下同じ。）	法第四十一条第三項 電子公告（公告の方法のうち電磁的方法（会社法第二十三条第三十四号（定義）に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。以下同じ。）
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(免許の申請)

5
5・6 (略)

第四十八条第三項	信託会社の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。この項及び第六十三条第三項において同じ。）又は自己を所屬信託会社とする信託契約代理店若しくはその役員	承認事業者の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項において同じ。）
第五十条第一項	法第四十一条第三項又は第五項 （新設）	法第四十一条第三項 （新設）
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

第五十四条 (略)

2 法第五十三条第三項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 三 (略)

四 いずれかの支店において信託業務以外の業務を営む場合にあっては、当該業務の内容及び方法を記載した書面であつて第六十六条第二項において準用する第二十八条第二項各号に掲げる事項が明確に記載されているもの

五 八 (略)

九 次に掲げる事項に関する社内規則

イ (略)

ロ 帳簿書類の作成及び保存並びに閲覧

ハ (略)

十 (略)

3・4 (略)

(外国信託会社に関する適用関係)

第六十六条 外国信託会社については信託会社とみなし、外国信託会社の国内における代表者及び支店に駐在する役員(会計参与若しくは監査役又はこれに準ずる者を除く。)については信託会社の取締役とみなして、第十七条から第二十二条まで、第二十六条、第二十九条から第四十一条の八まで及び第五十一条の規定を適用する。この場合において、第四十条第四項中「本店その他の営業所」とあるのは、「主たる支店その他の支店」とする。

2 (略)

(指図権者の行為準則)

第六十八条 法第六十六条第三号に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一・二 (略)

三 当該信託財産に係る受益者に対し、当該取引に関する重要な事実を開示し、書面による同意を得て行う取引

第五十四条 (略)

2 法第五十三条第三項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 三 (略)

四 いずれかの支店において信託業務及び信託受益権販売以外の業務を営む場合にあっては、当該業務の内容及び方法を記載した書面

五 八 (略)

九 次に掲げる事項に関する社内規則

イ (略)

ロ 帳簿書類の作成及び閲覧

ハ (略)

十 (略)

3・4 (略)

(外国信託会社に関する適用関係)

第六十六条 外国信託会社については信託会社とみなし、外国信託会社の国内における代表者及び支店に駐在する役員(会計参与若しくは監査役又はこれに準ずる者を除く。)については信託会社の取締役とみなして、第十七条から第二十二条まで、第二十六条、第二十九条から第四十一条まで及び第五十一条の規定を適用する。この場合において、第四十条第四項中「本店その他の営業所」とあるのは、「主たる支店その他の支店」とする。

2 (略)

(指図権者の行為準則)

第六十八条 法第六十六条第三号に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一・二 (略)

三 当該信託財産に係る受益者(信託法第八条第一項に規定する信託管理人が存在する場合には、当該信託管理人)に対し、当該取

四 (略)

2 (略)

(登録申請書のその他の添付書類)

第七十一条 法第六十八条第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二 (略)

三 所属信託会社(兼営法第二条第二項の規定により適用する法第六十七条第二項に規定する所属信託兼営金融機関及び保険業法(平成七年法律第百五号)第九十九条第九項(同法第百九十九条)同法第二百四十条第一項の規定により適用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)の規定により適用する信託業法第六十七条第二項に規定する所属生命保険会社又は所属外国生命保険会社等を含む。以下同じ。)との間の信託契約代理業に係る業務の委託契約書の写し

四・五 (略)

(信託契約代理業に係る行為準則)

第七十七条 法第七十六条において準用する法第二十四条第一項第五号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一・二 (略)

三 当該所属信託会社との間で信託契約を締結することを条件として、所属信託会社、その利害関係人(法第二十九条第二項第一号に規定する利害関係人をいう。)又は法人である信託契約代理店の利害関係人(令第十四条第一項各号に掲げる者をいう。この場合において、「信託会社」とあるのは、「信託契約代理店」と読み替えるものとする。次号において同じ。)が、信用を供与し、又は信用の供与を約していることを知りながら、当該信託契約の締結の代理又は媒介をする行為(顧客の保護に欠けるおそれのないものを除く。)

四 (略)

2 (略)

(登録申請書のその他の添付書類)

第七十一条 法第六十八条第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二 (略)

三 所属信託会社(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)以下「兼営法」という。)第四条第二項の規定により適用する法第六十七条第二項に規定する所属信託兼営金融機関及び保険業法(平成七年法律第百五号)第九十九条第九項(同法第百九十九条)同法第二百四十条第一項の規定により適用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)の規定により適用する信託業法第六十七条第二項に規定する所属生命保険会社又は所属外国生命保険会社等を含む。以下同じ。)との間の信託契約代理業に係る業務の委託契約書の写し

四・五 (略)

(信託契約代理業に係る行為準則)

第七十七条 法第七十六条において準用する法第二十四条第一項第五号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一・二 (略)

三 当該所属信託会社との間で信託契約を締結することを条件として、所属信託会社、その利害関係人(法第二十九条第二項第一号に規定する利害関係人をいう。)又は法人である信託契約代理店の利害関係人(令第十四条第一項第一号から第三号までに掲げる者をいう。この場合において、「信託会社」とあるのは、「信託契約代理店」と読み替えるものとする。第四号において同じ。)が、信用を供与し、又は信用の供与を約していることを知りながら、当該信託契約の締結の代理又は媒介をする行為(顧客の保護に欠けるおそれのないものを除く。)

四〇八 (略)

(信託契約の内容の説明を要しない場合)

第七十八条 法第七十六条において準用する法第二十五条ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～三 (略)

四 兼営法第六条の規定に基づき損失の補てん又は利益の補足を約する特約が付される金銭信託に係る信託契約の締結の代理又は媒介を行う場合(顧客から法第七十六条において準用する法第二十五条の規定による説明を求められた場合を除く。)

(所屬信託会社の説明書類の縦覧)

第七十九条の二 第四十三条第七項の規定は、法第七十八条第二項の内閣府令で定める措置について準用する。

(予備審査等)

第二百三条 法第三条又は法第五十三条第一項の規定による免許を受けようとするときは、当該免許の申請をする際に内閣総理大臣に提出すべき書類に準じた書類を金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出して予備審査を求めることができる。

2 (略)

(經由官庁)

第二百四条 (略)

2 管理型信託業、法第五十条の二第一項、承認事業、信託契約代理業又は信託受益権販売業の登録を受けようとする者が法又はこの府令に規定する書類を財務局長に提出しようとする場合において、当該登録を受けようとする者は、その者の本店、主たる支店又は主たる営業所若しくは事務所の所在地が財務事務所、小樽出張所又は北見出張所の管轄区域内にあるときは、当該書類を当該財務事務所長又は出張所長を経由して提出しなければならない。

3 信託会社、外国信託会社、法第五十条の二第一項の登録を受けた

四〇八 (略)

(信託契約の内容の説明を要しない場合)

第七十八条 法第七十六条において準用する法第二十五条ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～三 (略)

四 兼営法第五条ノ四の規定に基づき損失の補てん又は利益の補足を約する特約が付される金銭信託に係る信託契約の締結の代理又は媒介を行う場合(顧客から法第七十六条において準用する法第二十五条の規定による説明を求められた場合を除く。)

(所屬信託会社の説明書類の縦覧)

第七十九条の二 第四十三条第六項の規定は、法第七十八条第二項の内閣府令で定める措置について準用する。

(予備審査等)

第二百三条 法第三条又は法第五十三条第一項の規定による免許を受けようとするときは、当該免許の申請をする際に内閣総理大臣に提出すべき書類に準じた書類を内閣総理大臣に提出して予備審査を求めることができる。

2 (略)

(經由官庁)

第二百四条 (略)

2 管理型信託業、承認事業、信託契約代理業又は信託受益権販売業の登録を受けようとする者が法又はこの府令に規定する書類を財務局長に提出しようとする場合において、当該登録を受けようとする者は、その者の本店、主たる支店又は主たる営業所若しくは事務所の所在地が財務事務所、小樽出張所又は北見出張所の管轄区域内にあるときは、当該書類を当該財務事務所長又は出張所長を経由して提出しなければならない。

3 信託会社、外国信託会社、承認事業者、信託契約代理店又は信託

者、承認事業者、信託契約代理店又は信託受益権販売業者が法、令又はこの府令に規定する書類を財務局長に提出しようとする場合において、当該信託会社、外国信託会社、法第五十条の二第一項の登録を受けた者、承認事業者、信託契約代理店又は信託受益権販売業者の本店、主たる支店又は主たる営業所若しくは事務所の所在地が財務事務所、小樽出張所又は北見出張所の管轄区域内にあるときは、当該信託会社、外国信託会社、承認事業者、信託契約代理店又は信託受益権販売業者は、当該書類を当該財務事務所長又は出張所長を経由して提出しなければならない。

(標準処理期間)

第二百五条 内閣総理大臣、金融庁長官又は財務局長は、法、令又はこの府令の規定による免許、登録、認可又は承認に関する申請（予備審査に係るものを除く。）がその事務所に到達した日から一月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。ただし、法第三条又は法第五十三条第一項の免許及び法第七条第一項、第五十条の二第一項、第五十二条第一項、第五十四条第一項、第六十七条第一項又は第八十六条第一項の登録（法第七条第三項（法第五十条の二第二項及び法第五十四条第二項において準用する場合を含む。）及び法第八十六条第三項の登録の更新を含む。）に関する申請に対する処分は、二月以内にするよう努めるものとする。

2 (略)

別表第三（第四十八条第二項関係）

届出事項	記載事項	添付書類
(略)	(略)	(略)
法第五条第二項第一号の規定に該当することとなった場合	法第五条第二項第一号イ又はロに掲げる機関を置く株式会社でなくなった年月日	一 理由書 二 会社の登記事項証明書 三 株主総会の議事

受益権販売業者が法、令又はこの府令に規定する書類を財務局長に提出しようとする場合において、当該信託会社、外国信託会社、承認事業者、信託契約代理店又は信託受益権販売業者の本店、主たる支店又は主たる営業所若しくは事務所の所在地が財務事務所、小樽出張所又は北見出張所の管轄区域内にあるときは、当該信託会社、外国信託会社、承認事業者、信託契約代理店又は信託受益権販売業者は、当該書類を当該財務事務所長又は出張所長を経由して提出しなければならない。

(標準処理期間)

第二百五条 内閣総理大臣、金融庁長官又は財務局長は、法、令又はこの府令の規定による免許、登録、認可又は承認に関する申請（予備審査に係るものを除く。）がその事務所に到達した日から一月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。ただし、法第三条又は法第五十三条第一項の免許及び法第七条第一項、第五十二条第一項、第五十四条第一項、第六十七条第一項又は第八十六条第一項の登録（法第七条第三項（法第五十四条第二項において準用する場合を含む。）及び法第八十六条第三項の登録の更新を含む。）に関する申請に対する処分は、二月以内にするよう努めるものとする。

2 (略)

別表第三（第四十八条第二項関係）

届出事項	記載事項	添付書類
(略)	(略)	(略)
法第五条第二項第一号の規定に該当することとなった場合	取締役会を置く株式会社でなくなった年月日	一 理由書 二 会社の登記事項証明書 三 株主総会の議事

別表第四の二(第五十一条の九第二項関係)

		<p>録(会社法第三百十九条第一項の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面。以下同じ。)</p>
(略)	(略)	(略)

届出事項	記載事項	添付書類
<p>破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行ったとき</p>	<p>破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行った年月日</p>	<p>一 理由書 二 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てに係る書面の写し 三 最近の日計表</p>
<p>合併をしたとき</p>	<p>一 合併の相手方の商号 二 合併年月日 三 合併の方法</p>	<p>一 理由書 二 合併契約の内容を記載した書面 三 合併の当事者の登記事項証明書(これに準ずるものを含む。) 四 合併の当事者の</p>

(新設)

		<p>録(会社法第三百十九条第一項の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面。以下同じ。)</p>
(略)	(略)	(略)

<p>会社分割（吸収分割）により信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務の一部の承継をさせたとき</p>	
<p>一 譲受会社の商号 二 吸収分割年月日 三 承継させた信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務の内容</p>	
<p>一 理由書 二 吸収分割契約の内容を記載した書面 三 吸収分割の当事者の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。） 四 吸収分割の当事者の株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面 五 吸収分割の手続を記載した書面 六 承継会社の吸収</p>	<p>株主総会の議事録 その他必要な手続があつたことを証する書面 五 合併の手続を記載した書面 六 合併後の純資産額を記載した書面 七 合併後の法第五十条の二第一項の登録を受けた者が同条第六項第六号又は第八号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面</p>

	<p>信託法第三号第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務の一部の譲渡をしたとき</p>	
	<p>一 譲受会社の商号 二 譲渡年月日 三 譲渡した信託法第三号第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務の内容</p>	
<p>七 譲受会社の法第五十条の二第一項の登録を受けた者が同条第六項第六</p>	<p>一 理由書 二 譲渡契約の内容を記載した書面 三 事業譲渡の当事者の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。） 四 事業譲渡の当事者の株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面 五 事業譲渡の手続を記載した書面 六 譲受会社の法第五十条の二第一項の登録を受けた者の事業の譲受け後の純資産額を記載した書面 七 譲受会社の法第五十条の二第一項の登録を受けた者が同条第六項第六</p>	<p>分割後の純資産額を記載した書面 七 承継会社が法第五十条の二第六項第六号又は第八号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面</p>

<p>他に営む業務を営む ことがその信託に係 る事務を適正かつ確 実に行うことにつき 支障を及ぼすおそれ があると認められる こととなった場合</p>	<p>他に営む業務を営む ことがその信託に係 る事務を適正かつ確 実に行うことにつき 支障を及ぼすおそれ があると認められる こととなった年月日</p>	<p>法第五条第二項第五 号（外国の法令の規 定に係る部分に限る 。）に該当すること となった場合</p>	<p>法第五条第二項第六 号に該当することと なった場合</p>
<p>号又は第八号に掲 げる要件に該当し ない旨を誓約する 書面</p>	<p>一 理由書 二 他に営む業務を 営むことがその信 託に係る事務を適 正かつ確実に行う ことにつき支障を 及ぼすおそれがあ ると認められるこ ととなったことを 示す書面</p>	<p>一 免許、登録、認 可等（以下この項 において「免許等 」という。）の内 容 二 当該免許等の年 月日 三 外国において免 許等の取消しをさ れた年月日</p>	<p>一 違反した法令の 規定 二 刑の確定した年 月日及び罰金の 額 一 該当事者氏名 二 後見開始の審判 又は保佐開始審判</p>
<p>一 理由書 二 他に営む業務を 営むことがその信 託に係る事務を適 正かつ確実に行う ことにつき支障を 及ぼすおそれがあ ると認められるこ ととなったことを 示す書面</p>	<p>一 理由書 二 取消しを命ずる 書類の写し及びこ れに代わる書面 三 当該外国の法令 とその訳文</p>	<p>一 確定判決書の写 し 二 事件の概要を記 載した書面</p>	<p>後見開始の審判又は 保佐開始の審判に関 する書面</p>

<p>法第五条第二項第八号口の規定に該当することとなつた場合</p>	<p>を受けた年月日</p> <p>一 該当者氏名</p> <p>二 破産手続開始の決定を受けた年月日</p>	<p>破産手続開始の決定の裁判書の写し又は破産手続開始の決定の内容を記載した書面</p>
<p>法第五条第二項第八号ハの規定に該当することとなつた場合</p> <p>法第五条第二項第八号二、ホ又はヘの規定に該当することとなつた場合</p>	<p>一 該当者氏名</p> <p>二 刑の確定年月日及び刑の種類</p> <p>一 該当者氏名</p> <p>二 取消命令を受けた年月日</p>	<p>確定判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面</p> <p>一 理由書</p> <p>二 外国の法令の規定に係る場合にあっては、当該法令とその訳文</p>
<p>法第五条第二項第八号子の規定に該当することとなつた場合</p> <p>純資産額が令第十五条の四で定める資本金の額に満たなくなつた場合</p>	<p>一 該当者氏名</p> <p>二 刑の確定年月日及び刑の種類</p> <p>純資産額が令第十五条の四で定める資本金の額に満たなくなつた年月日</p>	<p>確定判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面</p> <p>一 理由書</p> <p>二 純資産額が令第十五条の四で定める資本金の額に満たなくなつた日の日計表</p> <p>三 純資産額が令第十五条の四で定める資本金の額に満</p>

<p>不祥事件が発生したことを知った場合</p>	<p>定款を変更した場合</p>	<p>破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てが行われた事実を知った場合</p>	
<p>一 不祥事件の概要 二 不祥事件を惹起した者の氏名及び</p>	<p>一 変更の内容 二 変更年月日</p>	<p>一 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てが行われた年月日 二 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行った者の商号</p>	
	<p>一 理由書 二 株主総会の議事録（会社法第二百十九条第一項の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面。）又は株主総会に準ずる機関の議事録 三 変更後の定款の写し</p>	<p>一 申立ての理由を記載した書面 二 最近の日計表</p>	<p>たなくなつた日の純資産額を算出した書面</p>

<p>信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務に關し訴訟又は調停の当事者となつた場合</p>	<p>役職名</p> <p>一 訴訟当事者(原告及び被告)又は調停当事者の住所及び氏名又は名称</p> <p>二 訴訟提起(被提起)年月日又は調停申立(被申立)年月日</p> <p>三 管轄裁判所名</p> <p>四 事件の内容</p>	
<p>信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務に關する訴訟又は調停が終結した場合</p>	<p>一 訴訟当事者(原告及び被告)又は調停当事者の住所及び氏名又は名称</p> <p>二 終結の日</p> <p>三 判決又は和解の内容</p>	

別表第四の三(第五十一条の九第三項關係)

<p>届出事項</p> <p>信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務を廃止したとき</p>	<p>記載事項</p> <p>廃止年月日</p>	<p>添付書類</p> <p>一 理由書</p> <p>二 信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務を廃止することを決定した株主総会の議事録(会社法第二百十九条第一項の規</p>
--	--------------------------	---

(新設)

	<p>会社分割により信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務の全部の承継をさせたとき</p>
	<p>一 承継先の商号 二 会社分割年月日</p>
<p>定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面（又は株主総会に準ずる機関の議事録）</p> <p>三 引受けを行つた信託関係の処理の方法を記載した書面</p>	<p>一 理由書 二 新設分割計画又は吸収分割契約の内容を記載した書面 三 会社分割の当事者の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。） 四 会社分割の当事者の株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面 五 会社分割の手続を記載した書面 六 承継会社の会社分割後の純資産額を記載した書面</p>

<p>信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務の全部の譲渡をしたとき</p>	
<p>一 譲受会社の商号 二 譲渡年月日</p>	
<p>一 理由書 二 譲渡契約の内容を記載した書面 三 事業譲渡の当事者の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。） 四 事業譲渡の当事者の株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面 五 事業譲渡の手続を記載した書面 六 譲受会社の法第五十条の二第一項の登録を受けた者の事業の譲受け後の純資産額を記載した書面 七 譲受会社の法第五十条の二第一項の登録を受けた者が同条第六項第六号又は第八号に掲げる要件に該当し</p>	<p>七 承継会社が法第五十条の二第六項第六号又は第八号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面</p>

<p>破産手続開始の決定により解散したとき</p>	<p>合併により消滅したとき</p>	
<p>一 破産手続開始の申立てを行った年月日</p>	<p>一 合併の相手方の商号 二 合併年月日 三 合併の方法</p>	
<p>一 裁判所が破産管財人を選定したことを証する書面</p>	<p>一 理由書 二 合併契約の内容を記載した書面 三 合併の当事者の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。） 四 合併の当事者の株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面 五 合併の手続を記載した書面 六 合併後の法第五十条の二第一項の登録を受けた者の合併後の純資産額を記載した書面 七 合併後の法第五十条の二第一項の登録を受けた者が同条第六項第六号又は第八号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面</p>	<p>ない旨を誓約する書面</p>

合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき	解散年月日	二 破産手続開始の決定を受けた年月日 二 信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託関係の処理の方法を記載した書面 一 理由書 二 清算人に係る登記事項証明書（これに準ずるものを含む。） 三 信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託関係の処理の方法を記載した書面
-----------------------------	-------	--

別表第八（第六十二条第二項関係）

届出事項 (略)	記載事項 (略)	添付書類 (略)
会社分割（吸収分割）により信託業の一部の承継をさせたとき	一 吸収分割の相手方の商号 二 吸収分割年月日 三 承継させた信託業の内容	一 理由書 二 吸収分割契約の内容を記載した書面 三 吸収分割の当事者の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。） 四 吸収分割の当事

別表第八（第六十二条第二項関係）

届出事項 (略)	記載事項 (略)	添付書類 (略)
会社分割（吸収分割）により信託業の一部の承継をさせたとき	一 吸収分割の相手方の商号 二 吸収分割年月日 三 承継させた会社分割（吸収分割）により信託業の内容	一 理由書 二 吸収分割契約の内容を記載した書面 三 吸収分割の当事者の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。） 四 吸収分割の当事

		<p>者の株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面</p> <p>五 承継会社の吸収分割後の純資産額を記載した書面</p> <p>六 承継会社が法第五十三条第六項第六号、第八号又は第九号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面</p>
<p>(略)</p> <p>会社分割(吸収分割)により信託業の全部若しくは一部の承継をしたとき</p>	<p>(略)</p> <p>一 吸収分割の相手方</p> <p>二 吸収分割年月日</p> <p>三 承継した信託業の内容</p>	<p>(略)</p> <p>一 理由書</p> <p>二 外国における信託業の承継をした場合にあっては、次に掲げる書類</p> <p>イ 吸収分割契約の内容を記載した書面</p> <p>ロ 吸収分割の当事者の登記事項証明書(これに準ずるものを含む。)</p> <p>ハ 吸収分割の当事者の株主総会の議事録その他</p>

		<p>者の株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面</p> <p>五 承継会社の吸収分割後の純資産額を記載した書面</p> <p>六 承継会社が法第五十三条第六項第六号、第八号又は第九号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面</p>
<p>(略)</p> <p>会社分割(吸収分割)により信託業の全部若しくは一部の承継をしたとき</p>	<p>(略)</p> <p>一 吸収分割の相手方</p> <p>二 吸収分割年月日</p> <p>三 承継した会社分割(吸収分割)により信託業の内容</p>	<p>(略)</p> <p>一 理由書</p> <p>二 外国における会社分割(吸収分割)により信託業の承継をした場合にあっては、次に掲げる書類</p> <p>イ 吸収分割契約の内容を記載した書面</p> <p>ロ 吸収分割の当事者の登記事項証明書(これに準ずるものを含む。)</p> <p>ハ 吸収分割の当事者の株主総会の議事録その他</p>

別表第十（第七十四条第一項関係）

届出事項	記載事項	添付書類
(略)	(略)	(略)
所属信託会社の変更 所属信託会社の名称 の変更	(略)	(略)
一 所属信託会社の 新商号 二 所属信託会社の 旧商号 三 変更年月日	(略)	(略)
他に営む業務の種類 の変更	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	必要な手続があ ったことを証す る書面 二 吸収分割後の 純資産額を記載 した書面 ホ 法第五十三条 第六項第六号、 第八号又は第九 号に掲げる要件 に該当しない旨 を誓約する書面

別表第十（第七十四条第一項関係）

届出事項	記載事項	添付書類
(略)	(略)	(略)
所属信託会社の変更 (新設)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
他に営む業務の種類 の変更	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	必要な手続があ ったことを証す る書面 二 吸収分割後の 純資産額を記載 した書面 ホ 法第五十三条 第六項第六号、 第八号又は第九 号に掲げる要件 に該当しない旨 を誓約する書面

別表第十一（第八十条関係）

(略)	届出事項 信託契約代理業又は 信託受益権販売業を 廃止したとき	
(略)	記載事項 廃止年月日	
(略)	添付書類 一 理由書 二 法人であるときは、信託契約代理業又は信託受益権販売業を廃止することを決定した株主総会の議事録（会社法第三百十九条第一項の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合にあっては、当該場合に該当することを証する書面。）又は株主総会に準ずる機関の議事録	

(略)

(略)

(略)

別表第十一（第八十条関係）

(略)	届出事項 信託契約代理業又は 信託受益権販売業を 廃止したとき	
(略)	記載事項 廃止年月日	
(略)	添付書類 一 理由書 二 法人であるときは、信託契約代理業又は信託受益権販売業を廃止することを決定した（会社法第三百十九条第一項の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合にあっては、当該場合に該当することを証する書面。）又は株主総会に準ずる機関の議事録	

(略)

(略)

(略)